

木更津工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する規則

平成 27 年 3 月 12 日

規 則 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（平成 27 年独立行政法人国立高等専門学校機構第 121 号。以下「機構規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構公的研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱い規則（平成 27 年独立行政法人国立高等専門学校機構第 122 号。）に定めるもののほか、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）における公的研究費等の取扱いに関する管理について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、「公的研究費等」とは、次のとおりとする。

- 一 各省庁から配分される競争的資金（各省庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）
 - 二 地方公共団体からの助成金及び補助金
 - 三 その他機構の責任において管理すべき経費
- 2 この規則において「教職員等」とは、本校の教職員その他の本校の公的研究費等の運営及び管理に関わる全ての者をいう。
- 3 この規則において、「各課等」とは、学科・学系、事務部及び教育研究支援センターをいう。

(公的研究費等の管理体制)

第 3 条 本校における公的研究費等を適正に管理するため、機構規則第 6 条に規定するコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス副責任者を置く。

(コンプライアンス推進責任者)

第 4 条 コンプライアンス推進責任者は、校長をもって充て、公的研究費等の適正な管理及びコンプライアンス教育等について統括する。

(コンプライアンス副責任者)

第 5 条 各課等に、コンプライアンス副責任者を置き、学科・学系主任、事務部長及び教育研究支援センター長をもって充て、コンプライアンス推進責任者の業務を補佐する。

(教職員の責務)

第 6 条 公的研究費等を使用する教職員等は、機構規則及びこの規則の趣旨に則り、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス副責任者の指示に従い、公的研究費等を適正に管理しなければならない。

(相談窓口)

第 7 条 本校に、機構規則第 9 条に規定する相談窓口を総務課に設置する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、公的研究費等の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。